

## 特別管理産業廃棄物の種類

種 類	区 分 (排出限定)	例 示	
廃油 (燃焼しやすいもの)	揮発油類	ガソリン、アルコール、廃溶剤(シンナー、ベンゼン、トルエン)	
	灯油類	灯油、ジェット燃料油	
	軽油類	ディーゼル軽油	
廃酸(著しい腐食性あり)	pH 2.0以下	濃硫酸、濃硝酸	
廃アルカリ(著しい腐食性あり)	pH 12.5以上	強アルカリ廃液等	
感染性産業廃棄物 (医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物) ※医療関係機関(病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等)	血液等	血液、血清、血漿、血液製剤	
	血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管(破損したもの)、シャーレ(破損したもの)、ガラスくず等	
	病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ	
	その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	
※特定有害産業廃棄物	その他	汚染物が付着した廃プラスチック類	
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	PCB原液、PCBを含む絶縁油
	PCB汚染物	PCB付着物等	塗布又は染み込んだもの(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず) 付着又は封入されたもの(廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類)
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの	廃油(>0.5mg/kg)、廃酸(>0.03mg/ℓ)、廃アルカリ(>0.03mg/ℓ)、廃プラスチック類又は金属くず(PCBが付着、封入されているもの)、陶磁器くず(付着されているもの)、その他(>0.003mg/ℓ)
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥	環境省令で定める基準(表-3参照)を超えているもの 当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの
	鉍さい		環境省令で定める基準(表-3参照)を超えているもの 当該鉍さいをを処分するために処理したもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業	吹付け石綿除去物、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、その他飛散性保温材・断熱材・耐火被膜材、石綿等付着物(プラスチックシート、防じんマスク、作業衣等)
大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場		集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物(防じんマスク、集じんフィルター等)	
輸入されたもの		集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物(防じんマスク、集じんフィルター等)	

種 類	区 分 (排出限定)	例 示
特定有害産業廃棄物	ばいじん 燃え殻	国内において生じたものにあつては、大気汚染防止法施行令別表第1又はダイオキシン第1に掲げる廃棄物焼却炉において生じたもの 環境省令で定める基準(表-3参照)を超えているもの 当該ばいじん及び燃え殻を処分するために処理したもの
	廃油(廃溶剤)	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設において生じたもの 対象となる廃溶剤(表-3参照) 当該廃油を処分するために処理したもの
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの 環境省令で定める基準(表-3参照)を超えているもの 当該汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの

※特定有害産業廃棄物は、当該廃棄物が生ずる施設等に関する限定があります。

特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質の基準  
 (金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令より)

	基準 (mg/l) (廃油は適用外)	指定下水汚泥、 汚泥	鉍さい	ばいじ ん	燃え殻	廃油	廃酸、 廃アルカリ
アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	—	—	○
水銀又はその化合物	0.005	○	○	○	—	—	○
カドミウム又はその化合物	0.3	○	○	○	○	—	○
鉛又はその化合物	0.3	○	—	—	○	—	○
有機リン化合物	1	○	—	—	—	—	○
六価クロム化合物	1.5	○	○	○	○	—	○
砒素又はその化合物	0.3	○	○	○	○	—	○
シアン化合物	1	○	—	—	—	—	○
ポリ塩化ビフェニル	0.003	○	—	—	—	—	○
トリクロロエチレン	0.3	○	—	—	—	○	○
テトラクロロエチレン	0.1	○	—	—	—	○	○
ジクロロメタン	0.2	○	—	—	—	○	○
四塩化炭素	0.02	○	—	—	—	○	○
1,2-ジクロロエタン	0.04	○	—	—	—	○	○
1,1-ジクロロエチレン	0.2	○	—	—	—	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	○	—	—	—	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	3	○	—	—	—	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	○	—	—	—	○	○
1,3-ジクロロプロペン	0.02	○	—	—	—	○	○
チウラム	0.06	○	—	—	—	—	○
シマジン	0.03	○	—	—	—	—	○
チオベンカルブ	0.2	○	—	—	—	—	○
ベンゼン	0.1	○	—	—	—	○	○
セレン又はその化合物	0.3	○	○	○	○	—	○
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g	○	—	○	○	—	○